府労委2020年(不)第15号 プール学院事件

2020年10月16日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

## 準備書面(4)

申立人(以下「組合」という。) は標記事件について以下の通り主張する。

## 第1 府労委の求釈明について

申立人は、2020 年 9 月 24 日付け大阪府労働委員会(以下「府労委」という。) からの求釈明に対して下記の通り答える。

1. 「申立書3頁⑨に記載のある、令和2年2月16日、申立人が、被申立人に電子メールで送信した折衝についての考えに係る書面(甲第7号証)において、1行目に「2020年1月11日付及び同年2月2日付で申し入れた団体交渉」とあり、下から2行目に「2月2日付団交申入以降」とあります。この「2月2日」は「2月3日」(甲第5号証参照)の誤記ですか。確認します。」との求釈明について

2月3日と記すべきところを2月2日と誤って記したものである。

2. 「申立書4頁 16 において、令和2年3月 23 日、被申立人が組合員らに対し同日付の契約書を送付した旨の記載があり、甲第 16 号証が提出されています。申立人の組合員について、この甲第 16 号証と同封されていた「非常勤講師雇用契約書」には、組合員各人について、甲第 15 号証に記載のコマ数が記載されていたということで良いですか。確認します。また、甲第 15 号証にある「TT」とは何ですか。」との求釈明について

甲第 16 号証と同封されていた組合員各人の非常勤講師雇用契約書には、甲第 1 5 号証に記載のコマ数が記載されていた。また、「TT」とは英語科の授業において、外国人英語講師とともに授業を担当する形態を示す「ティーム・ティーチング」の略称である。

- 3. 「次の被申立人の行為について、申立人が組合に対する支配介入に該当すると主張する理由等をもう少し詳しく補充して主張してください。」との求釈明について
- (1)被申立人が、申立人との2回の団交を①学内で行わず、②理事長兼校長が出席しなかったこと

|学校法人プール学院(以下「学院」という。)は、「セキュリティのために原則と して部外者の校内立ち入りを断っている(学院側準備書面(2)1頁下から5行 目)」との理由で組合との学内団交を行わなかったとする。また、過去に行った 上部団体を含めた他組合の学内団交は、「男女共学」の「短大及び大学があった 堺市のキャンパス」であったとする(同準備書面(2)2頁5行目)。これらの 理由から学院が立ち入りを断っているのは男性の組合関係者であることが推測 される。しかし、組合側準備書面(3)でも既述のとおり、学院は学内で団交が できない理由について団交及びその事前折衝で回答を拒否し続けた。仮に学院が 学内での団交開催条件を示していたのならば、是正すべき差別的条件ではあるが 男性の組合関係者を排した形で団交を行うことも検討したであろう。しかしなが ら、実際は合理的な理由が示されることなく、学院に勤務する非常勤講師を含め 組合を「部外者」として恐れ、嫌悪する姿勢を続けたのである。一方、「部外者」 ではない学内組合とは学内での団交を行っていることは、「複数組合が併存する 場合、団結承認義務にもとづいて、中立的立場を保持してこれらを平等に扱う義 務」(西谷敏・労働組合法第3版・2012・202 頁)に反した支配介入であるこ とは明らかである。

また、理事長兼校長の出席を拒んだことについて「団体交渉の出席者は各当事者がそれぞれ任意に決定すべきもの(同準備書面(2)2頁1行目)」と主張するが、「使用者側が誰を交渉担当者とするかは、使用者の自由に委ねられるのではなく、労働組合の団体交渉権によって制約を受けざるをえない」(西谷敏・295頁)のである。また、「校長が中高の組合との団交に出席したのは過去の例であり理事長に就任する前のこと(同準備書面(2)2頁8行目)」とするが、正確には歴代校長の出席はあったが現理事長兼校長である 氏は団交に出席していないである。仮に学院が主張する理事長の団交出席は必要ないとすることが合理的であるとしても、過去の団交に出席し続けた校長らは当該交渉事項につ

いて決定権を有するため出席していたのである。本件団交においては、校長自らが出席した賃金削減の説明会での言動への説明であり、組合員らへの次年度コマ数への打診行為が交渉事項と密接な関係を持ち、決定権を有していたのである。しかしながら、本件団交における出席者は事務局長 氏をはじめ、総務部長、事務部長などいわゆる事務方にとどまり、教育条件と密接な関係をもつ次年度コマ数に関する要求事項では、組合への回答を「今の段階では」しないと言いつつ、「帰ってから理事長とこの話は全部します」(甲第 18 号証 14 頁、乙第 3 号証 19 頁)として、本件団交で回答できないとした。これらは、組合との団交においては、団交権限を持たない者を出席させて事足れりとする行為であり、組合の存在を無視あるいは軽視し組合員の組合への信頼を損なう意図を持ってなされた支配介入である。

(2)被申立人が、令和2年3月14日に開催された第2回団交の直前の同月12日に全非常勤講師へ賃金削減を決定事項であると通知する文書を送付したこと。

組合は、第1回団交において当然に賃金削減案についての交渉が継続するものと理解し、仮に削減が避けられないものとしてもそのあり方について双方に協議を継続することを提案したのである(甲第17号証23頁、乙第2号証31頁)。しかしながら、学院は組合への一切の情報提供もなく、団交で協議中であるにもかかわらず、全非常勤職員へ賃金削減を決定したと通知したことは、組合の存在を否定する行為であり、また、団交直前に組合の頭越しにその通知を受けた組合員らに組合の無力さを惹起させる行為であった。これらは組合の弱体化を意図して行われた支配介入の不当労働行為である。

(3)被申立人が、次年度コマ数について具体的な要求に回答することなく、被申立人が提示するコマ数が決定した契約通知書の送付と同時に組合に回答したこと。

争点(案)3に対する意見において論じる。

第2 争点(案) 3に対する意見

組合は、非常勤講師への雇用契約書の発送日と同日に組合員の次年度担当時限

数(コマ数)を通知したことを組合に対する支配介入に当たると申し立てた。コ マ数は、次年度の賃金・労働時間・社会保障の有無と直結する義務的団交事項で あり、その中身について組合と交渉せず、すでに決定したものとして組合員に契 約を迫る行為は、労働契約の締結にあたって労働者と使用者が対等な立場での合 意に基づき、適切に労働条件を決定しようとする組合の存在を無視した行為だか らである。本件団交で、2020年3月19日以降でなければコマ数の確定はできな いとの学院の回答を受け、組合は組合員の労働条件が悪化していないのであれ ば、メール等での回答も構わないから組合に回答すべきであると要求した。しか しながら、学院は「お約束できない」と回答を拒否し続け、団交出席者では判断 できないとして要求を持ち帰るとし、後日、雇用契約書の発送の同日に組合への 連絡を行うと回答された。本件団交における学院の団交拒否・組合嫌悪の姿勢か ら、組合員の労働条件が改悪される恐れもあるなか、組合員らに契約書として示 されたコマ数は、組合の要求を満たすものであり、団交再開を要求する必要はな かった。このことは労働条件の改悪がないという前提を学院が忠実に守った上で の行為であると解釈できることから、争点(案)3についての組合の主張は撤回 する。

以上